

令和2年(2020年)4月7日

施設長様
事業所管理者様

姫路市障害福祉課長

「緊急事態宣言」発令に係る障害福祉サービス事業所の対応について

政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)第32条に基づき、感染拡大防止に関する措置等を内容とする「緊急事態宣言」が発せられ、兵庫県から、当面の運営及び感染防止のための対応について要請されております。障害福祉サービス事業所における対応について、下記のとおり取りまとめましたのでご確認いただき、適切なサービスの実施と感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 兵庫県からの要請内容

- (1) 感染の予防に留意した上で、利用者やその家族の生活を維持する観点から、原則としてサービスの提供を継続することを基本とします。
- (2) 通所・短期入所等における支援について、クラスター発生のリスク軽減のため、サービス利用者に対しては、家族等の支援が得られるなど、居宅等で過ごすことが可能な方については、当該利用者の意向を十分に確認のうえ、利用の自粛に協力を求めることとします。

また、地域において感染が著しく拡大している場合等で、職員や利用者に感染する恐れがある場合や事業所での支援を継続することに困難と判断される場合には、利用人数を制限する、或いは臨時休業も検討するなど、柔軟な対応を図ることとします。

- (3) サービスの利用を自粛する者や事業所において利用人数の制限や臨時休業を実施した場合については、事業所職員の居宅訪問・電話連絡等による健康管理や相談支援等を行うなど、障害者本人や家庭の孤立化防止等に向け適切な介入と継続的な連絡体制の維持に努めることとします。

加えて、必要であれば、相談支援専門員等と連携し、居宅介護等の訪問サービスの円滑な利用が図れるよう支援することとします。

- (4) サービスの提供に当たっては、3月25日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について」の徹底に加え、クラスター発生のリスクの高い、いわゆる「三つの密」(換気の悪い「密閉空間」、多数の集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」)に十分留意し、感染防止対策を徹底することとします。

2 姫路市における取扱い

(1) 通所・短期入所等における支援について

ア 利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能とします。

支援の提供の要件

支援内容・・・1日1回は連絡し健康管理、相談支援を行うこと。

(自宅で問題が生じていないかどうかの確認、健康管理、
今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できる
ようなサポート等)

緊急時の対応ができる体制を確保すること。

必要であれば訪問すること。

記録の作成、保存・・・経緯等を記録、保存すること。

支援を提供した日には、日報を作成すること。

居宅等における提供について、個別支援計画の見直しは不要。

イ 居宅等において支援を行った場合について、請求書類提出時に利用者確認印が間に合わない場合には、いったん利用者確認印がない実績記録票を提出し、後日、差し替えてください。ただし、事前に利用者の説明し、必ず了承を得るようにしてください。

本体報酬を算定する場合は通常通り1割負担としてください。利用者負担が発生することについて、利用者に事前に十分な説明をしてください。なお、放課後等デイサービス利用者への対応については、別途通知します。

(2) 就労移行支援及び自立訓練（機能訓練、生活訓練）の期限について

有期のサービスについて、一律に支給期間を延ばすことは考えておりませんが、終了時に今回の緊急事態宣言の影響により訓練等が進まなかったと考慮される場合、ご相談いただければ期間延長について個別に対応させていただくことができるため、計画どおりの通所を強制することのないようご配慮をお願いします。

(3) 相談支援の実施について

訪問の実施を避けても支援に支障が生じないと考えられる利用者であって、居宅等への訪問を希望される場合を除いては、感染拡大の防止のために、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもってモニタリング等を行うことを可能とします。また、サービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等照会により行って差し支えありません。

3 問い合わせ先

姫路市障害福祉課管理担当（電話 079-221-2454／Fax 079-221-2374）